

問7 森林環境税を活用した取り組みは、第2期対策により平成23年度から平成27年度までの5年間行うこととしています。

あなたは、平成28年度以降についてどのようにお考えですか。

**1つ選び番号を○で囲んでください。**

- 1 現在のまま継続して取り組むべき。 ⇒ 質問は以上です。ありがとうございました。
- 2 新たな取り組みを加えて継続すべき。 ⇒ 問8へお進みください。-----
- 3 継続すべきでない。 ⇒ 質問は以上ですが、その理由をお聞かせください。

【理由】

ありがとうございました。

↓  
問8 問7で2番を選択した方に質問します。あなたは、問5の取り組み以外に、森林環境税を活用して、どのような取り組みを行うことが大切だとお考えですか。

**3つまで選び番号を○で囲んでください。**

- 1 荒廃した森林全てを整備する取り組み。
- 2 住宅や公共施設、森林学習教育施設への木材利用を進める取り組み。
- 3 森林学習教育施設の維持修繕に役立つ取り組み。
- 4 森林内に放置されている未利用間伐材の利用を進める取り組み。
- 5 木材の新たな利用を推進する取り組み。

(木質バイオマス、建築材の新たな木材利用CLT※1など)

※1 CLT・・・「直交集成板」。新しい木質構造用材料として、ヨーロッパ各国等で様々な建築物に利用が広がっています。

- 6 里山林や竹林の整備を進める取り組み。
- 7 全国植樹祭※2を通じた森林づくり活動を拡大する取り組み。

※2 全国植樹祭・・・森林や緑に対する国民的理解を深めるため、昭和25年から開催されている国土緑化運動の中心的な行事。平成30年福島県開催が内定しています。

- 8 その他  
自由に記載：

～～～ご協力ありがとうございました。～～～

## 森林環境税に関するアンケート

法人用

本県は、豊かな森林を守り育て、未来の子どもたちに引き継いでいくため、平成18年度より森林環境税を導入し「県民一人ひとりの参画による新たな森林づくり」を進めています。

これまで、間伐などの森林整備による森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んでおり、手入れが行き届かなかった水源区域などの森林整備や、子どもたちへの森林環境学習などに取り組んでいます。



＜間伐でよみがえった森林＞



＜森林環境学習の様子＞

つきましては、今後の森林環境税の取り組みの参考とさせていただくため、県民の皆様からの貴重なご意見をお聴かせ下さい。

【お問い合わせ先】

○福島県 農林水産部 森林計画課

電話：024-521-7425

○福島県農林事務所 森林林業部

県北：024-535-0323 県中：024-935-1362

県南：0247-33-2123 会津：0241-24-5733

南会津：0241-62-5372 相双：0244-26-4304

いわき：0246-24-6192

福島県

問1 あなたの法人のプロフィールについておたずねします。

**該当する番号を1つ○で囲んでください。**

①あなたの法人の所在地についてお答え下さい。(避難されている法人の方は、避難元の地区でお答えください。)

1 県北 2 県中 3 県南 4 会津 5 南会津 6 相双 7 いわき

②法人等の業種についてお答え下さい。

- 1 農林漁業
- 2 鉱業
- 3 建設業
- 4 製造業
- 5 電気・ガス・熱供給業
- 6 情報通信業
- 7 運輸業
- 8 卸売・小売業
- 9 金融・保険業
- 10 不動産業
- 11 飲食業・宿泊業
- 12 医療・福祉
- 13 教育・学習支援業
- 14 サービス業



問2 福島県の森林は県土の約7割を占めています。あなたは、県内の森林についてどのように感じていますか。

2つ選び番号を○で囲んでください。

- 1 手入れが行き届いて健全である。
- 2 手入れが不十分で荒れている。
- 3 病虫害、クマ・シカなどの被害が目立つ。
- 4 伐採されたまま放置されている。
- 5 放射性物質の影響を心配している。
- 6 放射性物質の影響をそれほど心配していない。
- 7 特に森林について感じるものはない。
- 8 その他

自由に記載：

問3 森林にはいろいろな働きがありますが、あなたは、どれが大切だとお考えですか。

3つまで選び番号を○で囲んでください。

- 1 山崩れや洪水などの災害を防止する働き。
- 2 CO2を吸収し、地球温暖化を防止する働き。
- 3 水を蓄える働き。水を浄化する働き。
- 4 木材を生産する働き。
- 5 動植物の生息の場所としての働き。
- 6 森林公園など憩いの場としての働き。
- 7 森林とのかかわりを学ぶ場としての働き。
- 8 景観を形成する働き。
- 9 放射性物質の流出を防止する働き。
- 10 特に森林の働きに大切なものはない。
- 11 その他

自由に記載：

問4 本県は、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から、森林環境税（法人県民税に含まれています）を納めていただき、森林整備などの取り組みを行っています。あなたは、この森林環境税を知っていましたか。

1つ選び番号を○で囲んでください。

- 1 良く知っていた。
- 2 知っていたが、内容までは知らなかった。
- 3 知らなかった。

問5 森林環境税を財源に本県は、県内の森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に向けた下記の取り組みをおこなっています。あなたは、どれが大切だとお考えですか。

3つまで選び番号を○で囲んでください。

- 1 森林環境の適正な保全。
- 2 県内市町村が行う森林づくりの推進。
- 3 ふくしまの森林文化の継承。
- 4 森林資源の活用による持続可能な社会づくり。
- 5 県民参画による森林づくりの推進。
- 6 森林環境の調査。
- 7 森林環境情報の発信

問6 問5の取り組みの内容について、あなたは、どれが大切だとお考えですか。

3つまで選び番号を○で囲んでください。

- 1 水源区域や災害防止機能の大きい区域の荒廃した森林の整備。
- 2 市町村が行う取り組みに対する支援。
- 3 森林文化の記録と公開。
- 4 民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進。
- 5 石油に代わる木質バイオマス<sup>※</sup>の利用促進。
- 6 小中学生などを対象とした森林環境学習の実施。
- 7 県民が行う森林ボランティア活動への支援。
- 8 森林整備の有無による渓流水の水質への影響を調査。
- 9 インターネットなどを活用した県民への森林情報の提供。
- 10 その他

※木質バイオマス・・・燃料などに利用ができる、木材からなる再生可能な資源

自由に記載：